

事務連絡  
令和 4 年 3 月 31 日

岡山労働局労働基準部健康安全課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課  
建設安全対策室長

足場組立事業者以外の事業者の足場組立後点検（労働安全衛生規則  
第 567 条第 2 項に基づく点検）に係る措置義務の解釈について（回答）

貴見のとおり。

なお、労働安全衛生規則第 567 条第 1 項のいわゆる作業開始前点検については、  
同 2 項と同様に「事業者」に実施が義務付けられているが、確認事項は、足場用  
墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無に限定されており、専門性が求められて  
いない。従って、下請業者も含むすべての事業者は、点検を直接実施しなければ  
ならない。